

5 安全で良好な生活環境の確保

【計画の進捗状況】

図表5-1 数値目標の状況

環境基準達成率（公共用水域）

計画策定時値	目標値	現状(最新)値
96.1% (H22)	100% (H32)	96.2% (H27)

図表5-2 環境指標の状況

項目	計画策定時値	目標値	現状(最新)値	
環境基準達成率	大気汚染物質 二酸化硫黄	100% (H22)	100% (H32)	100% (H27)
	大気汚染物質 二酸化窒素	100% (H22)	100% (H32)	100% (H27)
	大気汚染物質 一酸化炭素	100% (H22)	100% (H32)	100% (H27)
	大気汚染物質 浮遊粒子状物質	100% (H22)	100% (H32)	100% (H27)
	騒音 道路に面する地域	99.1% (H22)	100% (H32)	98.9% (H27)
	公共用水域 健康項目	100% (H22)	100% (H32)	98.2% (H27)
	公共用水域 生活環境項目(BOD又はCOD)	96.1% (H22)	100% (H32)	96.2% (H27)
	地下水	86.1% (H22)	100% (H32)	100% (H27)
	土壌	100% (H22)	100% (H32)	—※ (H27)
	有害化学物質 ダイオキシン類	100% (H22)	100% (H32)	100% (H27)
有害化学物質 その他	100% (H22)	100% (H32)	100% (H27)	
生活排水処理施設普及率	87.2% (H22)	91% (H27)	90.8% (H27)	
地盤沈下面積（年間2cm以上）	0km ² (H22)	0km ² (H32)	0km ² (H27)	
公害紛争に新たに持ち込まれる件数	0件 (H22)	0件 (H32)	0件 (H27)	

※土壌環境については、環境基準達成率の長期間目標を達成したことから、平成25年度以降、測定を行っていない。

【現状と課題】

① 大気環境の状況

大気汚染防止法に基づき、図表5-3のとおり、一般環境大気測定局15局及び自動車排出ガス測定局1局を配置し、大気汚染物質の24時間測定を行っており、平成22年度から県ホームページ上で1時間ごとの測定データを公表しています。

大気汚染については、環境基本法により、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）が定められており、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く全ての地域に適用されます。

直近5年間の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、図表5-4のとおり、全ての測定局で環境基準を達成できていませんが、人への健康影響が生ずるおそれがあるとして大気汚染防止法で定める注意報発令基準値未満の状況にあります。

微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）については、平成24年度から測定

を開始し、高濃度となった場合の県民への注意喚起体制を整備しています。
常時監視の実施による被害未然防止のための迅速な情報提供が必要です。

図表5-3 環境大気常時監視測定局と測定物質

区分	市町村	測定局	測定項目					
			二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	PM2.5
一般局	山形市	山形十日町局	○	○		○	○	○
		山形飯田局		○		○		
	天童市	天童老野森局		○		○		○
	上山市	上山元城内局		○		○		○
	寒河江市	寒河江西根局	○	○		○	○	○
	村山市	村山楯岡笛田局	○	○		○	○	○
	米沢市	米沢金池局	○	○		○	○	○
	長井市	長井高野局	○	○		○	○	○
	酒田市	酒田若浜局	○	○		○	○	○
		酒田光ヶ丘局	○	○		○		
		酒田上田局	○	○		○		
	遊佐町	遊佐局	○	○		○		○
	庄内町	余目局	○	○		○		○
	鶴岡市	鶴岡錦町局	○	○		○	○	○
新庄市	新庄下田局	○	○		○	○	○	
自排局	山形市	山形下山家局		○	○	○		○
測定局数			12	16	1	16	8	13

図表5-4 環境基準の達成状況（光化学オキシダント）

区分	市町村	測定局	環境基準	平成27年度				平成26年度			
				測定値 ※1 (ppm)	達成 状況	超過 日数 (日)	昼間の 超過 時間数 (時間)	測定値 ※1 (ppm)	達成 状況	超過 日数 (日)	昼間の 超過 時間数 (時間)
一般局	山形市	山形十日町局	1時間値 0.06ppm 以下	0.095	×	65	439	0.092	×	59	316
	寒河江市	寒河江西根局		0.090	×	62	412	0.103	×	72	488
	村山市	村山楯岡笛田局		0.094	×	52	340	0.097	×	56	394
	米沢市	米沢金池局		0.089	×	62	452	0.098	×	63	391
	長井市	長井高野局		0.093	×	46	320	0.098	×	69	486
	酒田市	酒田若浜局		0.096	×	68	472	0.093	×	63	458
	鶴岡市	鶴岡錦町局※2		0.103	×	61	437	0.097	×	60	411
	新庄市	新庄下田局		0.098	×	54	370	0.096	×	53	337

※1 昼間(5時から20時の15時間)の1時間値の最高値
 ※2 平成26年12月14日までは、鶴岡西新斎局で測定実施

② 有害大気汚染物質の状況

大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質（優先取組物質23物質）のうち19物質について、毎年度、山形市及び山形市以外の1市又は2市を選定して測定を行っています。

環境基準の定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチ

レン及びジクロロメタンの4物質については、全ての地点で環境基準を達成している状況です。他の物質についても、健康リスクの低減を図るための指針値が定められているものについては、全てその指針値を下回っており、また、指針値が定められていないものについては、直近の全国調査結果と同程度かそれ以下の状況です。

なお、オゾン層を破壊するフロン類については、各種規制により大気中への放出禁止、回収が義務付けられており、今後とも適正な回収処理を推進することが必要です。

③ 酸性雨の状況

山形市で継続的に降雨（降雪）の水素イオン濃度（pH）を測定しており、平成27年度の年間pH平均値は5.04と酸性雨（pH5.6以下）になっていますが、過去10年間では最も酸性度が低くなっています。引き続き、定期的な観測により、継続して調査していくことが必要です。

④ 公共用水域の水質の状況

水質汚濁防止法に基づき、毎年度、県において公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質測定計画を作成し、国土交通省、県及び山形市が分担して測定を行っています。

公共用水域の水質汚濁については、環境基本法により、維持することが望ましい基準（環境基準）として、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

人の健康の保護に関する環境基準のカドミウム、全シアン、鉛、砒素など26項目については、毎年度、河川、湖沼及び海域で約60～70地点で測定しており、図表5-5の背坂川（最上町）^{せなぎかがわ}以外は、全て環境基準を達成している状況です。

生活環境の保全に関する環境基準の項目のうち、河川のBOD（生物化学的酸素要求量）については、平成23年度以降、類型指定している47水域全てで環境基準を達成しています。一方、類型指定している湖沼及び海域のCOD（化学的酸素要求量）については、図表5-6のとおり、平成24年度以降、海域で環境基準値を超過した地点があるため、原因を踏まえた改善策の提案に向けた調査や検討を進めることが必要です。

平成26年度からは、生活環境の保全に関する環境基準のうち水生生物の保全に関する項目（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩））に係る類型を適用する河川の指定を行っており、平成26年度に指定した4水域では、全て環境基準を達成しました。

このほか、水田地帯を流下する河川10地点における農薬の測定を、また、水道水源となっている河川及び湖沼11地点におけるトリハロメタン生成能の測定を実施してきており、全ての地点で、環境省の定める農薬の水質評価指針値以下とな

り、また、厚生労働省の定める水道水質基準を達成しています。

図表5-5 カドミウムの測定結果（背坂川）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年平均値 (mg/L)	<0.005	<0.005	0.003	0.0052	0.0034	0.0035	0.0038
環境基準値 (mg/L)	0.01以下		0.003以下				

図表5-6 環境基準の達成状況（海域）

水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	環境基準地点	平成27年度		平成26年度	
				COD75%値 (mg/L)	達成状況	COD75%値 (mg/L)	達成状況
酒田港(第1区域)	A	2	No.6	2.3	×	2.3	×
酒田港(第2区域)	B	3	No.5	2.7	○	2.4	○
酒田港(第3区域)	B	3	No.2	2.9	○	3.0	○
酒田港(第4区域)	A	2	No.7	2.1	×	2.3	×
			No.9	2.2		2.0	
酒田港(第5区域)	B	3	No.11	2.7	○	2.2	○

⑤ 地下水の水質の状況

地下水の水質汚濁については、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）が定められており、水質汚濁防止法に基づき、毎年度、県において地下水の水質測定計画を作成し測定を行っています。

2kmメッシュ（区画分け）で地下水汚染の有無を確認するため概況調査は、山形市については毎年度、山形市以外の村山地域、置賜地域、最上地域及び庄内地域の各地域については4年に1度行っています。

また、概況調査で地下水の汚染が確認された地区や事業者等が地下水汚染対策を行っている地区については、市町村と連携しながら、住民に対し地下水の飲用しないよう指導するとともに、水質の推移を把握するため継続して調査を行っていく必要があります。

⑥ 生活排水処理施設の状況

生活排水処理施設（下水道、農業集落排水施設等及び合併処理浄化槽）の整備は、地域の生活環境の向上や公共用水域の水質保全のために不可欠なものです。

県では、平成7年度に「県全域生活排水処理施設整備基本構想」（平成8～17年度）を、平成17年度に「第二次県全域生活排水処理施設整備基本構想」（平成18～27年度。以下「第二次構想」という。）を策定し、市町村と共に、生活排水処理施設の計画的な整備の推進に取り組んできました。この結果、平成7年度末に42.3%だった生活排水処理施設の普及率は、平成17年度末には79.0%に、平成27年度末には90.8%となり、第二次構想に掲げた平成27年度末目標の91%をほぼ達

成しました。しかしながら、図表5-7のとおり、市町村間で大きな格差が生じており、未整備地区における早期整備を図る必要があります。

また、県内には、浄化槽法の改正により平成13年4月以降新設が禁止された単独処理浄化槽がまだ4万基以上あります。単独処理浄化槽は、トイレのし尿のみを処理し、台所や洗濯、風呂などの生活雑排水は未処理のまま流れてしまうため、身近な水路や川、海などをよごす原因となってしまいます。一方、単独処理浄化槽を設置されている家庭では、トイレは水洗化されていることから、合併処理浄化槽に転換する動機があまり働かず、また、高齢化が進むにつれ、費用をかけて合併処理浄化槽に転換しようとする家庭が少なくなっていく懸念があります。

こうしたことから、県では、市町村を通じて、単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に転換する場合の設置工事費に係る自己負担額（市町村が合併処理浄化槽を設置する場合は、市町村に納付する分担金）を軽減する助成制度を平成24年度から実施（平成27年度までの助成実績1,651基）しており、これを継続していく必要があります。

図表5-7 生活排水処理施設普及率（平成27年度末）

市町村名	生活排水処理施設普及率 (%)	生活排水処理人口 (百人)	処理施設別普及率 (%)		
			下水道	農業集落排水施設等	浄化槽 (合併処理)
山形市	99.5	2,479	97.5	1.8	0.2
米沢市	79.8	664	63.7	0.5	15.5
鶴岡市	91.9	1,202	75.2	13.7	3.0
酒田市	97.9	1,040	77.6	15.9	4.5
新庄市	70.3	259	51.9	6.3	12.1
寒河江市	86.6	362	76.1	0.0	10.5
上山市	91.8	291	72.2	10.2	9.4
村山市	89.4	227	79.2	5.4	4.8
長井市	82.7	229	57.9	8.2	16.6
天童市	99.2	616	98.6	0.0	0.6
東根市	92.1	438	87.0	0.0	5.1
尾花沢市	74.4	128	29.8	9.6	34.9
南陽市	84.8	275	65.2	0.7	19.0
山辺町	95.9	141	94.5	0.0	1.3
中山町	99.8	117	76.5	23.2	0.1
河北町	91.0	176	81.6	2.2	7.1
西川町	83.1	48	52.0	4.9	26.2
朝日町	77.3	57	0.0	11.5	65.8
大江町	78.1	68	51.1	6.6	20.4
大石田町	99.4	75	66.6	28.7	4.1
金山町	86.2	51	39.0	21.7	25.4
最上町	67.6	62	34.5	3.8	29.3
舟形町	96.9	55	44.5	48.6	3.8
真室川町	56.6	47	21.6	0.0	35.0
大蔵村	82.0	29	55.6	0.0	26.4
鮭川村	63.8	29	0.0	40.8	23.0
戸沢村	75.1	37	12.4	42.1	20.6

高畠町	89.6	216	73.5	3.7	12.4
川西町	72.3	116	37.0	6.1	29.2
小国町	70.7	57	59.0	0.0	11.7
白鷹町	84.0	122	59.5	7.9	16.6
飯豊町	86.7	65	0.0	70.3	16.4
三川町	100.0	76	63.7	35.6	0.7
庄内町	99.2	219	76.8	20.7	1.7
遊佐町	91.2	133	76.2	11.4	3.6
村山地域	95.0	5,223	86.6	3.2	5.1
最上地域	72.1	568	39.9	13.4	18.7
置賜地域	81.7	1,744	59.6	5.3	16.8
庄内地域	94.9	2,670	76.0	15.5	3.4
県計	90.8	10,205	75.6	7.4	7.9

※ 生活排水処理施設普及率＝生活排水処理人口（各処理施設の処理人口の合計）／行政人口
 農業集落排水施設等には、漁業集落排水処理施設、簡易排水施設を含む。
 表示単位未満四捨五入のため合計が合わない場合がある。

⑦ 土壌環境の状況

土壌環境については、環境基準達成率の長期間目標を達成したことから、平成25年度以降、測定を行っていません。また、土壌汚染対策法による汚染の除去等の措置が必要な区域もありません。

⑧ 地下水位・地盤沈下の状況

県と山形市では、地下水の水位及び地盤変動量の観測施設を設置し、継続的な監視を行っています。また、山形県地下水の採取の適正化に関する条例に基づく地下水採取適正化地域になっている山形市及び米沢市については、地表面の変動を観測するため、昭和49年度から水準測量調査を実施しています。

いずれも異常低下は認められないものの、消雪用水利用のため冬期間の水位低下が大きい箇所があるほか、両市の地盤地下は進行しており、引き続き、監視し、地下水の適正利用を進めていくことが必要です。

⑨ ダイオキシン類の状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の一般環境や発生源周辺におけるダイオキシン類の汚染状況を把握するため、国土交通省、県及び市町が分担し、毎年度、大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌合わせて50数地点を測定しており、全ての地点で環境基準を達成している状況です。

また、同法に基づき、廃棄物焼却施設など特定施設の設置者は、排出ガス及び排出水中のダイオキシン類を年1回以上測定し、その結果を県に報告することになっており、一部基準超過が見られる年もあることから、引き続き、環境監視を行うとともに、事業所の指導を徹底していくことが必要です。

加えて、ダイオキシン類をはじめ化学物質について、移動等の実態把握に努めるとともに、適切な情報提供に努めていくことが必要です。

⑩ 公害苦情・紛争処理の状況

県及び市町村が受け付けた公害苦情件数は、図表5-8のとおり、ここ数年減少傾向にあり、適切かつ迅速な処理に努めています。

公害紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられており、公害紛争を処理する公正・中立な第三者機関として、山形県公害審査会が置かれています。山形県公害審査会に係属されている公害紛争事件は、平成27年11月以降ありません。

図表5-8 公害苦情件数の推移

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
大気汚染	127	10.6	132	11.4	128	13.7	117	14.5	114	13.8
水質汚濁	209	17.5	259	22.3	188	20.2	171	21.1	179	21.7
騒音・振動	76	6.4	72	6.2	90	9.7	69	8.5	101	12.2
悪臭	488	40.8	460	39.6	181	19.4	149	18.4	151	18.3
その他	295	24.7	238	20.5	344	36.9	303	37.5	280	33.9
合計	1,195	100.0	1,161	100.0	931	100.0	809	100.0	825	100.0

※表示単位未満四捨五入のため、構成比の合計が合わない場合がある。

⑪ 水資源保全条例の制定・施行

平成22年度に、採石業者の採石計画に対し周辺の景観や湧水の保全等を危惧した地域住民の反対や、外国人による森林取得事案が県内で発生したことから、知事から政府に対し、森林と水資源を守るための政策提案を実施しました。その結果、森林法の改正により森林の土地取引の事後届出が義務化されたものの、土地取引や開発行為の事前規制を強化する法整備には至らなかったことから、県では、平成25年3月に山形県水資源保全条例（以下「水資源保全条例」という。）を制定し、同年10月に全面施行しました。

水資源保全条例では、「水資源の保全は、水資源が県民及び事業者の生活及び経済活動に欠くことのできないものであり、本県の豊かな森林等の自然環境に支えられていることに鑑み、森林等の水源を涵養する機能を維持するための取組等により水資源を良好な状態で将来の世代に継承できるよう、適切に行われなければならない」ことを基本理念として、①県、県民、事業者、土地所有者などの責務及び県と市町村との連携、②水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るための県の計画の策定、③知事による水資源保全地域の指定、④水資源保全地域における土地取引等及び開発行為の事前届出制度を規定しました。

水資源保全地域は、公共の用に供される水（水道原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水等）の取水地点及びその周辺の区域（国有地は除く。）であって、地

域森林計画で定める森林の区域又は開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれのある区域（森林の区域を除く。）を、知事が指定するものであり、現在の指定状況は、図表5-9のとおりです。

引き続き、水資源の保全の重要性について県民や市町村等の理解が深まるよう努めながら、適正な土地利用の確保を図る取組みを進めていくことが重要です。

図表5-9 水資源保全地域の指定状況

指定年月日	対象市町村	水資源保全地域の名称	面積(ha)
平成25年9月27日	長井市	長井市野川地区水資源保全地域	1,605
	遊佐町	遊佐町牛渡・滝淵・洗沢地区水資源保全地域	1,083
		遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域	365
		遊佐町白井地区水資源保全地域	246
平成26年3月11日	米沢市	米沢市大荒沢水源水資源保全地域	168
		米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域	858
	南陽市	南陽市小滝地区水資源保全地域	946
	庄内町	庄内町立谷沢川地区水資源保全地域	2,680
	遊佐町	遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域	167
平成27年1月30日	最上町、舟形町	最上小国川地区水資源保全地域	6,814
	川西町	川西町犬川地区水資源保全地域※	5,234
		川西町黒川地区水資源保全地域	2,294
平成27年5月29日	鶴岡市	鶴岡市水資源保全地域	21,184
	西川町	西川町水資源保全地域	13,036
	舟形町	舟形町堀内地区水資源保全地域	1,543
平成28年6月10日	大江町	大江町水資源保全地域	8,254
	飯豊町	飯豊町水資源保全地域	21,788
	川西町	川西町犬川地区水資源保全地域(変更)	(348)
合 計	4市8町	17箇所(県内民有林面積の約28%)	88,265

※川西町犬川地区については、平成28年6月10日に区域の変更を行っており、面積は変更後のもの

⑫ 放射線モニタリングの状況

県では、福島第一原子力発電所事故発生後から、空間、水、土壌、農作物などの放射線の状況を測定してきており、これまでの測定結果や文部科学省と共同で実施した航空機モニタリング調査の結果などから、県内の放射線は低い水準であり、除染や被ばく量調査が必要な状況ではないことを確認しています。

本県周辺の原子力発電所の事故の影響を速やかに探知できるよう、一般環境中の空間放射線量や放射性物質の濃度を平常時から測定することが必要です。

【今後の取組みの方向と数値目標】

- 大気汚染や水質汚濁に係る環境基準が設定されていることから、引き続き、環境基準が達成された状況の維持及び達成されていない地域における基準の達成を

目標として、必要な施策を推進していくことを基本とします。

- 県内の生活排水処理施設普及率が90%を超え、未整備地区における早期整備を図る必要があるとともに、既整備地区においては、長期的な既存施設の改築・更新や運営管理のあり方について検討すべき時期に来ていることから、平成28年3月に「第三次山形県生活排水処理整備基本構想」（以下「第三次構想」という。）を策定したところであり、同構想の実現に向けた施策の展開を図ります。

環境基準達成率（公共用水域）	
現状	96.2%（平成27年度）
目標	100%（平成32年度）

【施策の展開方向】

（1）大気環境の保全

① 大気汚染物質対策

大気環境の常時監視を行い、県民への適切な情報提供を図ります。特に、光化学オキシダントは春から夏にかけて、PM2.5は、冬から春にかけて、高くなる傾向にあり、常に濃度変化に留意し、光化学オキシダントについては注意報発令、PM2.5については注意喚起情報の迅速な伝達に備え、市町村及び関係機関との演習の実施や情報交換を行い、連携を図っていきます。

光化学オキシダントについては、県外からの移流のほか、窒素酸化物と揮発性有機化合物（VOC）等を主な原因物質として二次的に生成すると考えられています。主な原因物質の発生源であるばい煙発生施設や揮発性有機化合物排出施設について、立入検査や排ガス検査を通して、排出基準の遵守を指導します。

PM2.5については、平成25年度から成分分析を開始し、硫酸イオン等のイオン成分や炭素成分が主成分となる傾向がみられましたが、今後もデータの蓄積を行い、国や他都道府県等との共同研究に参加して、成分分析のデータから発生源や生成機構の解明等に取り組みます。

② 騒音振動防止対策

法令に基づく規制・指導を行うとともに、静穏な環境の保全に向けた普及啓発を実施します。

③ 悪臭防止対策

市町村と連携し、助言を行いながら、畜舎、工場、事業場等の発生源対策を推進します。

④ オゾン層の保護、酸性雨対策

フロン類回収業者の登録・指導の実施により、適正な回収、再利用及び破壊

を促進するとともに、県民・事業者へのオゾン層保護の普及啓発を行います。
降雨の常時監視及び影響把握を行うとともに、酸性雨の原因物質の排出源となる工場、事業場等に対する監視・指導を行います。

(2) 水環境・水資源の保全

① 水質保全対策

公共用水域及び地下水における水質の常時監視を行い、県民への適切な情報提供を図ります。

環境基準超過地点（地区）については、利水者への情報提供と適切な水利用の周知等を行うとともに、改善策の提案に向けた調査や検討を進め、その実施につなげていきます。

② 生活排水対策

第三次構想に基づき、①今後10年を目途として新規整備を概ね完了する、②長期的な視点で既存施設の効率的な改築・更新や運営管理を図る、③生活排水処理施設から発生する汚泥の有効利用を進めることなど、市町村の主体的な取組みを促進します。

また、第三次構想の策定に当たり、経済比較に加え、早期の整備を勘案して整備手法の見直しを検討したところ、12市町村で下水道整備区域の一部を浄化槽整備区域に変更しました。こうしたことを踏まえつつ、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に係る個人負担の一層の軽減を図る助成の実施など、市町村の積極的な取組みを促します。

さらに、浄化槽管理者には、定期的に保守点検及び清掃を実施するとともに、年1回、指定検査機関による水質検査を受けることが浄化槽法で義務付けられています。市町村や関係団体と連携し、浄化槽の適正な維持管理及び法定検査受検についての啓発・指導を行います。

③ 健全な水循環と水資源の適正利用

健全な森林の整備や優良農地の保全、雨水の地下浸透や利活用の推進、河川における動植物の生息、魚類の遡上、景観の保全、流水の清潔の維持や農業用水等の利水に必要な流量の確保を図るとともに、河川や農業用水路からの住宅地の既存水路への消流雪用水の供給など、地域の実情にあった水資源の有効活用を図ります。

また、市町村と協力し、地域住民等の理解を得ながら、水資源保全条例に基づく水資源保全地域の指定の拡大を図るとともに、同条例の適切な運用により水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図ります。

④ 水環境の保全活動の推進

美しい山形・最上川フォーラムや河川愛護活動団体、河川愛護活動支援企業など、県民との協働による水環境の保全活動を推進します。

県内の優れた湧水を対象とした「里の名水・やまがた百選」の選定や、学校、地域等における水生生物調査の実施などを通じて、水環境保全意識の醸成を図ります。

(3) 土壌環境・地盤環境の保全

- 土壌環境情報の収集、調査命令等により汚染状況の把握及び汚染土壌の拡散防止を図ります。
- 山形県地下水の採取の適正化に関する条例に基づき、地下水採取の規制を行うとともに、地盤沈下の監視を継続して行います。
- 透水性舗装や雨水浸透施設等による地下水の涵養^{かん}を推進します。

(4) 化学物質の環境リスクの低減

- 環境中のダイオキシン類の状況を計画的に監視していくとともに、焼却施設の設置者に対し、排出ガスの自主測定の実施及び排出基準の遵守を指導します。
- 高濃度P C B廃棄物の早期処理に向けた取組みを強化します。
- 石綿の適正処理を促進するとともに、健康被害者の救済を進めます。
- P R T R制度に基づき、事業者による環境への排出状況の把握、自主的な管理体制強化、排出抑制の取組みを促進するとともに、県民・事業者間のリスクコミュニケーションを促進し、化学物質による環境汚染の未然防止を図ります。

(5) 公害被害等の防止と解決

- 県に公害に関する苦情を処理する公害苦情相談員を配置し、適切かつ迅速な処理を図るとともに、必要に応じ、事業者と市町村、住民等の環境保全協定の締結を誘導します。
- 公害紛争に伴う訴えがあった場合は、山形県公害審査会においてあつせん、調停又は仲裁を行い、適正な解決を図ります。

(6) 原子力発電所の事故に伴う放射線対策

- 本県周辺の原子力発電所の事故の影響を速やかに探知できるよう、一般環境中の空間放射線量や放射性物質の濃度を平常時から測定するとともに、測定結果については、県ホームページ上で速やかに公表します。